

西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(平成6年12月26日)

(西宮市条例第27号)

沿革

平成8年12月26日 条例19号 [1]

平成11年12月24日 条例25号 [2]

平成12年3月30日 条例68号 [3]

平成12年12月27日 条例26号 [4]

平成13年3月28日 条例42号 [5]

平成17年12月27日 条例46号 [6]

平成19年3月27日 条例51号 [7]

平成19年9月27日 条例11号 [8]

平成23年7月15日 条例4号 [9]

平成23年9月27日 条例7号 [10]

平成24年9月24日 条例26号 [11]

平成29年7月13日 条例3号 [12]

令和3年3月26日 条例45号 [13]

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

(市の責務)

第3条 市は、廃棄物の排出の抑制、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用の推進その他の施策を通じて廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

[3]

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに清潔の保持に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。 [3]

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供するこ

と等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生資源を原材料として使用された製品の使用、長期間使用が可能な製品及び再生利用が容易な製品の開発及び普及、修理体制の整備、包装の簡素化、不要容器及び包装材の回収等の措置を講じ廃棄物の減量が図られるよう努めなければならない。

4 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し市の施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、相互に協力して廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、キャンプ場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保持するとともに、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう適正に管理しなければならない。

(ごみ減量等推進員)

第7条 市長は、一般廃棄物の適正な処理に理解と熱意のある者のうちから、ごみ減量等推進員を委嘱することができる。

2 ごみ減量等推進員は、廃棄物の排出の抑制、再生利用及び適正な処理並びに地域の清潔の保持の推進のための市の施策への協力その他の活動を行うものとする。

3 前2項に規定するもののほか、ごみ減量等推進員に関し必要な事項は規則で定める。

(一般廃棄物処理計画)

第8条 市は、一般廃棄物の減量及び処理に関し次に掲げる事項を定める計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を法第6条第1項の規定により定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

[5] [10] [11]

2 一般廃棄物処理計画は、基本的事項について定める基本計画及び基本計画の実施のため必要な各年度の事業について定める実施計画（以下「実施計画」という。）に分けて定めるものとする。

3 市長は、実施計画を定めたとき、又は変更したときは、これを告示するものとする。

(市による一般廃棄物の減量及び処理)

第9条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生することを含む。以下同じ。）を行わなければならない。

2 前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分（一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託して行う場合にあつては、当該収集、運搬及び処分の委託）は、法第6条の2第2項及び第3項の規

定に基づき定められた基準並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づき定められた基準に従って行うものとする。

3 市は、一般廃棄物処理計画において分別して収集するものとした一般廃棄物の分別排出を市民及び事業者に普及させるため、広報、啓発、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、一般廃棄物の排出の抑制を図るため、一般廃棄物処理計画に基づき資源回収の促進、包装の簡素化、再利用可能な容器の利用その他の廃棄物排出の抑制に資する生活様式、事業活動の普及等に努めるものとする。

5 市は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障を生じない範囲において、規則で定めるところにより、一般廃棄物と併せて処理することが必要であり、かつ、可能であると認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

（土地又は建物の占有者による一般廃棄物の減量及び処理） [13]

第10条 土地又は建物の占有者は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めなければならない。 [13]

2 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、事業活動に伴って生じたもの（以下「事業系一般廃棄物」という。）を市の一般廃棄物処理施設において処分しようとするときは、規則で定める場合を除き、当該事業系一般廃棄物を市長が指定する袋に収納して排出しなければならない。この場合において、当該事業系一般廃棄物を排出しようとする者は、当該排出者が特定できるとき及び市長が特別の理由があると認めるときを除き、当該袋に事業者名等を記入しなければならない。 [13]

3 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の生活系一般廃棄物（事業系一般廃棄物以外の一般廃棄物をいう。以下同じ。）を排出しようとするときは、規則で定める場合を除き、当該生活系一般廃棄物を市長が指定する袋に収納しなければならない。 [13]

4 土地又は建物の占有者は、その排出した一般廃棄物（一般廃棄物処理計画において市（市による委託を含む。）以外の者が収集、運搬及び処分するものとして定めた一般廃棄物に限る。）を適正に自ら処理し、又は法第7条の規定に基づく許可を受けた者（同条第1項ただし書及び第6項ただし書の規定により許可を要しないとされた者を含む。以下同じ。）にその処理を委託しなければならない。 [6] [12] [13]

5 市長は、その排出する一般廃棄物の処理を適正に行っていない者及び法第7条に基づく許可を受けた者以外の者に処理を委託している者に対し、改善のための必要な指示を行うことができる。 [13]

6 土地又は建物の占有者は、規則で定める一般廃棄物の処分を市に依頼するときは、あらかじめ市に届け出るとともに、その収集及び運搬の実施について、その指示に従わなければならない。 [13]

（土地又は建物の占有者の協力） [13]

第11条 土地又は建物の占有者は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、一般廃棄物の減量のための市が講ずる施策に協力しなければならない。 [13]

2 土地又は建物の占有者は、一般廃棄物処理計画の定めるところにより、自ら処分しない一般廃棄物を適正に分別し、保管し、排出する等市の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。 [13]

3 市長は、一般廃棄物処理計画を達成するため、土地又は建物の占有者に対し、市の行う一般廃棄物の減量及び処理に関して協力すべき事項を指示することができる。 [13]

（特定事業者の減量化等計画）

第12条 規則で定める規模以上の建築物を事業の用に供する事業者（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の処理及び再生利用に関する計画書（以下「減量化等計画書」という。）を市長に提出しなければならない。減量化等計画書に変更があった場合も、同様とする。〔13〕

2 特定事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更した場合も、同様とする。

（一般廃棄物多量排出事業者に対する指示）〔3〕

第13条 市長は、多量に一般廃棄物を排出する事業者として規則で定める者に対し、当該事業者が排出する一般廃棄物を運搬又は処分すべき場所及び運搬又は処分の方法その他必要な事項を指示することができる。

（適正処理が困難な廃棄物）

第14条 土地又は建物の占有者は、次に掲げる一般廃棄物を他の一般廃棄物と混合して排出してはならない。

- (1) 特別管理一般廃棄物
- (2) 環境大臣の指定する処理困難物
- (3) 有毒物質を含む物
- (4) 引火性のある物
- (5) 爆発する危険性のある物
- (6) 著しく悪臭を発する物
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物

〔4〕〔13〕

2 土地又は建物の占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を排出しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出てその指示に従わなければならない。〔13〕

3 市長は、土地又は建物の占有者に対して、第1項各号に掲げる一般廃棄物の処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求めることができる。〔13〕

（改善勧告）

第15条 市長は、第10条第5項、第11条第3項、第13条及び前条第2項に規定する指示に従わない土地又は建物の占有者に対し、期限を定めて指示の内容を履行するよう勧告することができる。〔13〕

2 市長は、前項に規定する勧告を受けた土地又は建物の占有者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。〔13〕

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該土地又は建物の占有者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。〔13〕

（動物の死体の排出）

第16条 規則で定める動物の死体を排出しようとする者は、あらかじめ市に届け出て、排出方法その他について、その指示に従わなければならない。

（廃棄物再生事業者の協力）

第17条 市は、一般廃棄物の減量を図るため、法第20条の2第1項の規定により登録を受けた廃棄物再生事業者に対し、一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

（特定再生資源の収集及び運搬の禁止等）〔12〕

第17条の2 次に掲げる者以外の者は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより所定の場所に排出された古紙、缶その他の一般廃棄物で、規則で定めるもの（次項において「特定再生資源」という。）を収集し、又は運搬してはならない。

(1) 市（市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者を含む。）

(2) その他市長が認めた者

[12]

2 市長は、前項の規定に違反して、特定再生資源を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。[12]

（一般廃棄物処理手数料等）

第18条 市は、一般廃棄物の処理を求める者から、[別表第1](#)に定める手数料を徴収する。[7]

2 市は、第9条第5項の規定により産業廃棄物の処理を行うときは、その処理を求める者から、[別表第2](#)に定める費用を徴収する。[7]

3 前2項に規定する手数料及び費用の徴収方法については、規則で定める。

4 市長は、天災その他特別の理由があると認められるときは、規則に定めるところにより第1項に規定する手数料又は第2項に規定する費用を減免することができる。

（生活環境影響調査書の縦覧等）[3]

第18条の2 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「対象施設」という。）について、法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、同条第1項に規定する調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査書」という。）を公衆の縦覧に供しようとするときは、その旨を告示し、当該生活環境影響調査書について告示の日から1月間、市の所管部局その他市長が必要と認める場所において縦覧を行うものとする。[3][9]

2 法第9条の3第1項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、その氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに生活環境の保全上の見地からの意見を記載した意見書を市長に提出することができる。[3][9]

[8]

（技術管理者の資格）[11]

第18条の3 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）であること。

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者であること。

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項に規定する大学（以下「大学」という。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(5) 大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(6) 学校教育法第104条第1項に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）又は同法第1条に規定する高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(7) 短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(8) 学校教育法第1条に規定する高等学校（以下「高等学校」という。）又は同条に規定する中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(9) 高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(11) 前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。

[11]

(許可申請手数料)

第19条 [別表第3](#)左欄に掲げる者は、同表右欄に掲げる手数料を申請の際に納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した手数料は、返還しない。

(報告の徴収)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、一般廃棄物又は産業廃棄物を排出する事業者、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者その他必要と認める者に対し、報告を求めることができる。[3]

(立入調査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、一般廃棄物又は産業廃棄物を排出する事業者、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業とする者その他必要と認める者の事務所若しくは事業場又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。[3]

2 前項の規定により立入調査をする職員は、規則で定める立入調査員証を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第22条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

(罰則) [12]

第23条 第17条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

[12]

(両罰規定) [12]

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。[12]

付 則

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 西宮市廃棄物処理手数料条例（昭和46年条例第26号）は、廃止する。

付 則（平成8年12月26日西宮市条例第19号〔1〕）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（粗大ごみの部を加える部分に限る。）は、平成9年6月1日から施行する。

付 則（平成11年12月24日西宮市条例第25号〔2〕）

この条例は、平成12年2月1日から施行する。

付 則（平成12年3月30日西宮市条例第68号〔3〕）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年12月27日西宮市条例第26号〔4〕）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、同年1月6日から施行する。

付 則（平成13年3月28日西宮市条例第42号〔5〕）

- 1 この条例は、平成13年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定は、施行日以後に許可又は認可の申請がなされたものに係る審査の手数料について適用する。

付 則（平成17年12月27日西宮市条例第46号〔6〕）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月27日西宮市条例第51号〔7〕）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

付 則（平成19年9月27日西宮市条例第11号〔8〕西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例1条による改正付則）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年7月15日西宮市条例第4号〔9〕西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例1条による改正付則）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年9月27日西宮市条例第7号〔10〕）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年9月24日西宮市条例第26号〔11〕）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年7月13日西宮市条例第3号〔12〕）

この条例は、平成29年11月1日から施行する。

付 則（令和3年3月26日西宮市条例第45号〔13〕）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第18条関係）

〔1〕〔4〕〔6〕〔7〕〔13〕

一般廃棄物の種類	取扱種別	処理手数料	備考
し尿	くみ取手数料	30リットルまでごとに 200円	30リットル（又はその整数倍）を超える場合で、その超える量が15リットル未満の場合は、

		ただし、臨時に排出されたし尿を収集する場合は、1便槽につき 4,000円	これを切り捨てる。
	終末処理手数料	180リットルまでごとに 180円	
可燃ごみ	焼却処理手数料	10キログラムまでごとに 90円	事業系一般廃棄物に限る。
不燃ごみ 粗大ごみ	破碎処理手数料	10キログラムまでごとに 120円	事業系一般廃棄物に限る。
粗大ごみ	粗大ごみ処理手数料	1品目3,600円の範囲内で規則で定める額	生活系一般廃棄物で、市が収集し、運搬するものに限る。
		50キログラムまで300円 50キログラムを超える場合は、その超える10キログラムまでごとに60円加算	1 生活系一般廃棄物で、自ら(一般廃棄物収集運搬業者が収集する場合を含む。)が運搬するものに限る。 2 粗大ごみと併せて臨時に排出される他のごみがある場合は、その合計重量とする。
家電ごみ	家電ごみ処理手数料	1品目7,500円の範囲内で規則で定める額	生活系一般廃棄物のうち、特定家庭用機器(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器をいう。)で、小売業者に引取義務がないものに限る。
猫、犬等の死体	死体処理手数料	1頭につき 猫、犬その他これに類する動物 1,800円 特大犬等 3,600円 ただし、市が指定する場所へ直接搬入する場合は、1頭につき 猫、犬その他これに類する動物 900円 特大犬等 1,800円	特大犬等とは、シェパードの成犬以上の大きさの犬その他これに類するものをいう。

別表第2 (第18条関係)

[1] [6] [7]

産業廃棄物の種類	処理費用	備考
可燃ごみ	10キログラムまでごとに 90円	第9条第5項に規定する廃棄物
不燃ごみ 粗大ごみ	10キログラムまでごとに 120円	

別表第3 (第19条関係)

[2] [3] [5] [9]

種別	金額
一般廃棄物収集運搬業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者	1件につき 12,000円
一般廃棄物処分業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者	
一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者で、許可を受けた事業の範囲の変更の許可を受けようとする者	
浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者	1件につき 6,000円
前各項に掲げる許可に係る認可証の再交付を受けようとする者	
一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあつては1件につき130,000円、その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあつては1件につき110,000円
一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けようとする者	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあつては1件につき120,000円、その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあつては1件につき100,000円
一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定を受けようとする者	1件につき 33,000円
一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定の更新を受けようとする者	1件につき 20,000円
一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可を受けようとする者	1件につき 94,000円
一般廃棄物処理施設設置者の合併又は分割の認可を受けようとする者	